

仕 様 書

件 名 令和 7 年度 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託

履行期間 契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

履行場所 那覇市役所管内

(目的)

第 1 条 本業務は、公共事業における用地等を取得するために、当該用地に係る土地について必要な下記の業務を行う。

ア 調査、測量等

イ 地籍更正、分筆、地目変更等

2 本業務の実施にあたっては、単価契約書及びこの仕様書によるものとする。

(定義)

第 2 条 本仕様書において、甲とは発注者をいい、乙とは本業務の受注者をいう。

(業務の内容及び依頼)

第 3 条 業務の内容は原則として別紙 1 のとおりとする。

2 本業務の予定する業務数量は、別紙 2 のとおりとする。

3 甲は、業務の依頼に当たっては乙に業務依頼書により依頼するものとする。

4 業務を執行するにあたり、乙は事務連絡員を配置すること。

(業務の着手・完了時の提出書類)

第 4 条 甲から業務の依頼があり、業務に着手する際は、着手届、代理人届を提出するものとする。また、業務完了後は、業務完了報告書、納品書、引渡書を提出するものとする。

2 乙は、履行期間満了後、甲から依頼のあった業務の一覧を作成し提出するものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、業務の処理に関して知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第6条 乙は、業務の処理に関して知りえた個人情報について、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止
- (3) 個人情報処理の再委託の禁止または制限
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (5) 個人情報の保護に関する立ち入り検査の受忍義務
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務
- (7) 個人情報の資料提供の返還義務
- (8) その他市長が必要と認める事項

(成果品)

第7条 業務の成果品は次のとおりとする。

- ア 地籍更正登記完了証（必要に応じて）
- イ 分筆登記完了証（必要に応じて）
- ウ 地積測量図
- エ 登記後の登記簿謄本（必要に応じて）
- オ 測量計算書（必要に応じて）
- カ 筆界未定調書（必要に応じて）
- キ 点の記

2 甲は、前項に基づき提出を受けた成果品を検品し、疑義があれば甲乙協議するものとする。

(その他・補足事項)

第8条 下記の事項を遵守すること。

- ア 調査、測量及び地積更正、分筆等に先立ち、必要な資料の収集を行うこと。
- イ 分筆線には、座標を設けること。
- ウ 地積更正及び地図訂正が必要な場合は、必要な隣接地主の承諾印を受領すること。
- エ 筆界が確定出来ない場合は、市係員と調整後、その理由及び関係地主の主張する筆界線を図示した調書を作成し、提出すること。

オ 現地における関係者の立会いに際しては、十分趣旨の説明を行い、トラブルを起こさないよう配慮すること。

カ 用地買収と並行する業務のため、作業は遅延なく進めること。また、筆ごとに作業の進捗状況を定期的に書面にて市係員へ報告すること。

キ 地積更正及び分筆の作業で関係権利者の協力を得ることが出来ない場合は、測量作業までを業務とし、精算する。

ク 入札の際に提示する業務数量は予定数量であり、実際の業務数量とは異なる場合があるが、その場合、数量の変更が生じても単価の変更は行わないものとする。

ケ 年度内に業務依頼書により依頼した業務の精算は、同年度の単価契約書の単価を適用する。

コ 本業務に際して疑義が生じた場合は、甲、乙、双方協議の上、決定すること。

サ 本業務の業務数量は「道路建設課」「道路管理課」「公園建設課」「市営住宅課」の予定数量を取り纏めて設定したものであるため、乙は、本業務の単価契約書を用いた当該課以外の課からの業務依頼を受けることが出来ない。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第9条 乙は、当該業務の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第10条 乙は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。

- 2 乙は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 乙は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 乙は、その旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

(別紙 1)

業務内容表

- 1 登記簿(土地台帳、字図を含む。)、戸籍簿等の閲覧及び予備調査
- 2 戸籍、住民票(戸籍の附票を含む。)謄抄本の交付請求書作成
- 3 相続関係書類(相続系図、相続関係の証明書等)の作成
- 4 名義人表示及び住所変更(更正を含む。)関係証明書の作成
- 5 現地の調査及び測量
- 6 地積測量図の作成及び地積計算
- 7 写図の作成及び切り込み
- 8 地図訂正関係書類の作成
- 9 上記各事項及び各書類の証明及び調印の委託者への依頼
- 10 嘱託書の添付書類の作成
- 11 嘱託書の作成
- 12 嘱託書への履行場所の不動産の登記を嘱託する職員の押印の請求(分筆を含む)
- 13 嘱託書の管轄法務局への提出及び登記済み証の受領
- 14 嘱託書の補正(取下げ申請を含む。)
- 15 表示登記の際、現地の確認審査等で現地調査が必要となった場合の土地調査書の作成
- 16 土地地目変更登記